

土佐町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年12月31日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 4,109	千円 4,200,570	千円 43,309	千円 696,949	% 16.6	% 16.2

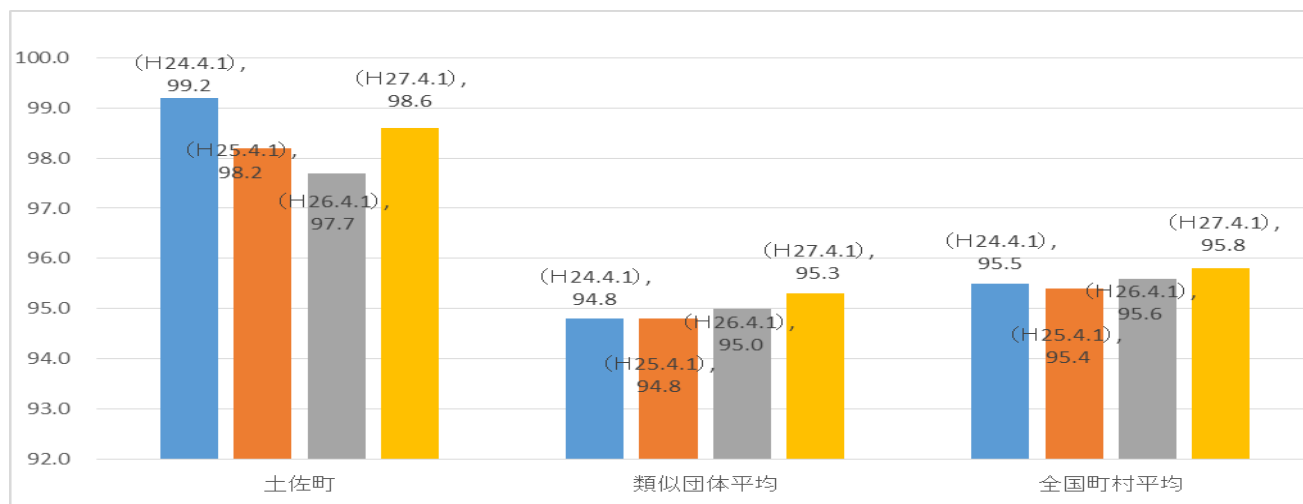
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 79	千円 286,671	千円 31,426	千円 107,631	千円 425,728

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,389	千円 5,492

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

土佐町は人事委員会を設置していない

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
26年度	— 円	— 円	— 円 (%)	— %	— %	— %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

本町のラスパイレス指数は、平成24年は99.2、平成25年は98.2、平成26年は97.7、平成27年は98.6となっており、国を下回っている。また、平均給料月額をみると県は325,895円に対し本町は307,162円と国、県を下回っている。50歳後半の職員の平均給与月額は406,429円で民間を下回っている。

以上4点について県と同様に国より下回っているため県の人事委員会勧告に準拠している。準拠している。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし(本町においては地域手当の制度なし)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土佐町	40.7歳	307,162円	347,506円	320,866円
高知県	44.3歳	325,895円	388,916円	346,748円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.3歳	301,497円	352,840円	330,387円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土佐町	49.3歳	358,133円	376,666円	365,800円
うち調理師	49.3歳	358,133円	376,666円	365,800円
高知県	56.0歳	320,683円	347,792円	331,626円
国	50.2歳	289,141円	—	328,318円
類似団体	49.4歳	288,548円	312,119円	303,928円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区分		土佐町	高知県	国
一般行政職	大学卒	169,800円	177,600円	174,200円
	高校卒	143,700円	143,700円	142,100円
技能労務職	高校卒	137,500円	145,800円	—
	中学卒	129,500円	132,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

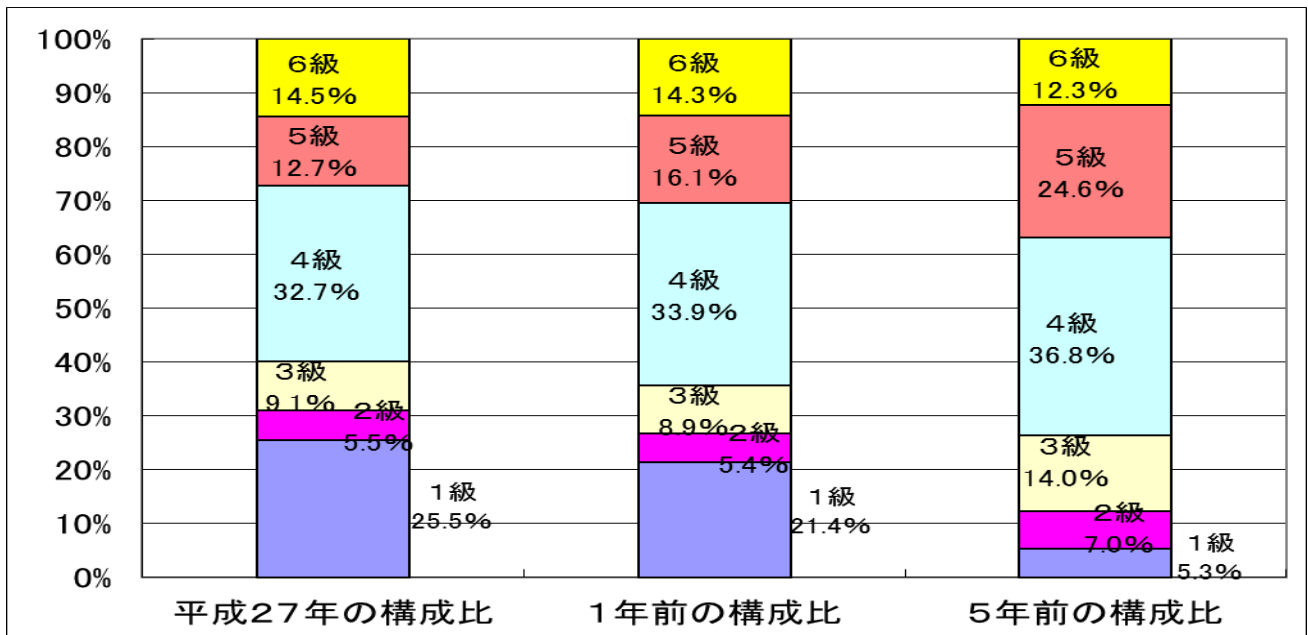
区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	275,600円	365,000円	404,700円
	高校卒	241,500円	345,900円	361,300円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	348,500円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事補、主事の職務	14人	25.5%	153,900円	244,000円
2級	主事の職務	3人	5.5%	186,100円	309,500円
3級	係長・主幹の職務	5人	9.1%	223,200円	356,700円
4級	課(室)長補佐、次長、中央福祉センター所長、主監の職務	18人	32.7%	262,200円	390,400円
5級	課(室)長補佐、次長、中央福祉センター所長、保育園長、副参事の職務	7人	12.7%	289,500円	402,800円
6級	課長、会計管理者、室長、議会事務局長、参事の職務	8人	14.5%	320,900円	424,900円

- (注) 1 土佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績を適切に給与に反映させるため、「A極めて良好」「B特に良好」「C良好」「Dやや良好でない」「E良好でない」の5段階の昇給区分を設定（昇給日は毎年4月1日）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

土佐町	高知県	国
1人当たりの平均支給額（26年度） 1,315千円	1人当たりの平均支給額（26年度） 1,563千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.40月分 (1.375)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.40月分 (1.375)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

成績率は人事評価に応じたものとする。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

土佐町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.556月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.583月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	勤続35年	41.345月分	49.59月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
19,725千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給対象地域なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護 感染症菌の附着した物件の処理作業	0千円	日額290円

(5) 時間外・休日勤務手当

支給実績（25年度決算）	9,093千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	114千円
支給実績（26年度決算）	15,264千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	198千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者(13,000円)配偶者以外の扶養親族1人につき(6,500円)但し配偶者のない場合の1人目のみ(11,000円) 16~22歳の子1人につき加算額(5,000円)	同		8158千円	203,950円
住居手当	借家 基礎控除額(12,000円) 最高支給限度額(27,000円)	同		1,545千円	171,666円
通勤手当	1交通機関利用者 6ヶ月定期券等の価格による一括支給 最高限度額(55,000円) 2交通用具利用者 通勤に応じて(2,000円~31,600円)	同		3,037千円	54,235円
管理職手当	課長・室長・議会事務局長・参事の職にある職員(22,000円)	異		2,112千円	264,000円

5 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	675,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円 / 435,600円
	副 市 町 村 長	580,000円 (円)	667,000円 / 421,500円
報 酬	議 長	235,000円 (円)	316,000円 / 171,100円
	副 議 長	187,000円 (円)	251,000円 / 119,000円
	議 員	164,000円 (円)	230,000円 / 100,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(26年度支給割合) 2.55月分	
	議 長 副 議 員	(26年度支給割合) 2.55月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×5×在職年数 給料月額×3×在職年数	(1期の手当額) 13,500千円 6,960千円 (支給時期) 退職時(任期毎) 退職時(任期毎)
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

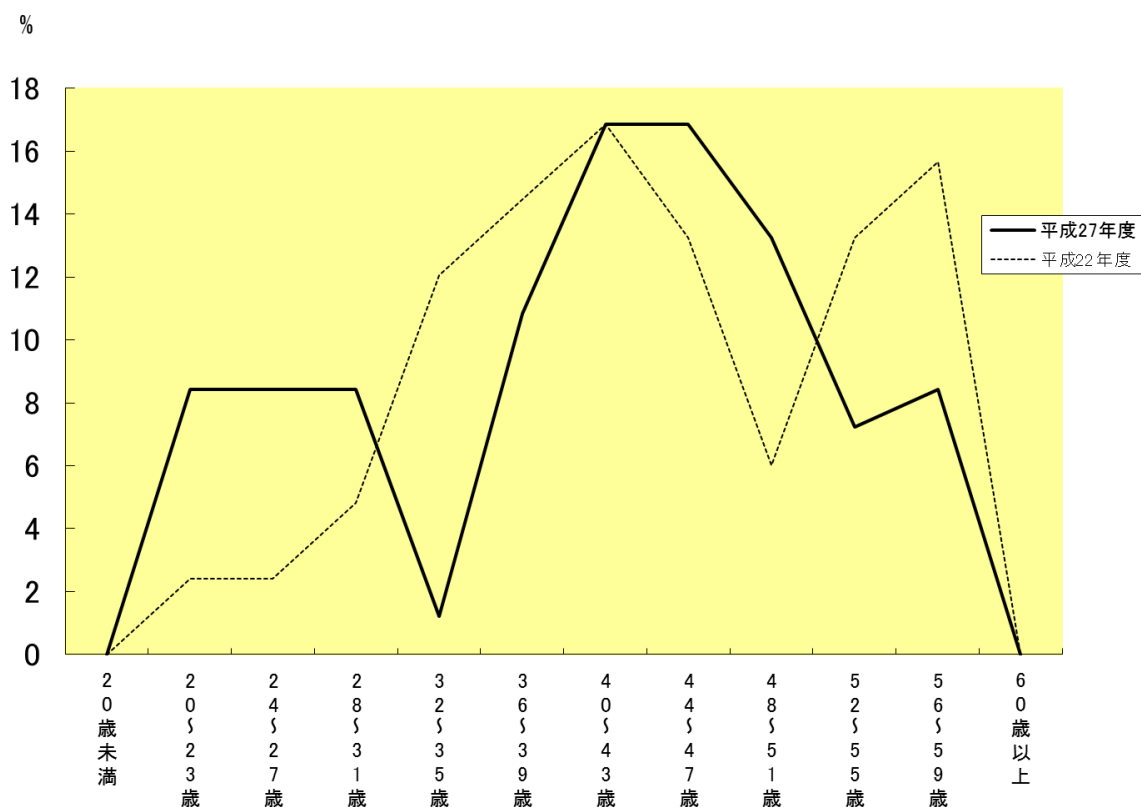
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	事 務 の 統 合 事 務 の 統 合 業 務 増
		総 務	20	20	0	
		税 務	7	6	-1	
		農 林 水 産	6	5	-1	
		商 工	4	4	0	
		土 木	4	5	1	
		民 政	26	26	0	
衛 生		5	5	0		
	計	74	73	-1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 177.66人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 たり の 職 員 数 176.22人)	
	教 育 部 門	6	5	-1	法 令 等 の 改 廃	
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	80	78	-2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 189.83人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 たり の 職 員 数 208.21人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1	0	後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 の 出 向 期 間 終 了	
	下 水	1	1	0		
	そ の 他	4	3	-1		
	小 計	6	5	-1		
合 計		86	83	-2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 202.00人	
		[97]	[97]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	7人	7人	11人	9人	14人	14人	11人	6人	7人	0人	83人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	72	74	74	73	74	73	1(1.39%)
教育	8	7	6	7	6	5	△3(△37.50%)
普通会計計	80	81	80	80	80	78	△2(△2.50%)
公営企業等会計計	5	6	6	5	6	5	0(0%)
総合計	85	87	86	85	86	83	△2(△2.35%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 職員の福祉について

(1) 健康診断の実施

職員の健康と安全を確保するため、毎年度定期健康診断を実施している。

(2) 労働安全衛生

衛生委員会を設置予定。

(3) 公務災害の認定状況

公務災害の種類		平成26年度（人）	
		傷病	死亡
新規認定件数	公務災害	0	0
	通勤災害	0	0

※ 公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費が補償される。

(4) 福利厚生事業の状況

福利厚生事業費 （平成26年度）	財源内訳		互助会への 職員掛金	互助会への 公費負担率
	定期健康診断 委託料	互助会への公 費負担額		
千円	千円	千円	千円	%
2,080	255	1,825	1,825	50.0